

公 告

下記農地について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により、令和 5 年 7 月 14 日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあった利用権の設定に関して、令和 5 年 10 月 4 日付けで次のとおり裁定した。

令和 5 年 10 月 5 日

福島県知事

記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積（㎡）
1	喜多方市関柴町西勝字三島 22 番	田	2,420
2	喜多方市関柴町西勝字三島 23 番	田	3,546
3	喜多方市関柴町西勝字三島 24 番 1	田	1,193

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
畑として 利用	令和 5 年 10 月 25 日	10 年 (令和 15 年 12 月 31 日)	63,590 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

福島県福島市中町 8 番 2 号
(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社
理事長 芳見 茂

4 農地の所有者等の情報

農地の登記名義人の死亡のため所有者等を確認することができず、農地法（第 33 条第 2 項で準用する）第 32 条第 3 項の規定による公示を行ったものの、所有者等からの申出はなかった。

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福島地方法務局若松支局に補償金を供託すること。